

# 貸付事業からのお知らせ

特別償還【一部繰上償還】または償還期間等変更を希望する方は、申請書等を**6月5日（共済組合必着）**までに提出してください。

書類は共済事務担当課または共済組合ホームページでダウンロードすることができます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用となっている方で、一部繰上償還または償還期間の変更をしたことにより、**償還期間が10年（120回）未満となった場合は「住宅借入金等特別控除」の対象外**となりますのでご注意ください。

## ●特別償還【一部繰上償還】について **期末勤勉手当併用償還をしている方へ**

償還方法が期末勤勉手当併用償還の場合、一部繰上償還は6月・12月の年2回となっております。

ご希望の方は、「全部・一部繰上償還承認申請書」を提出してください。

後日、振込依頼書等を送付しますので、**6月27日**までに償還金の振込みをお願いします。

## ●償還期間等変更について **住宅・災害（災害家財を除く）・在宅介護対応住宅・特例災害貸付を償還している方へ**

住宅貸付等を受けている方は、年2回（次回締切は12月5日）、残存する償還回数の範囲内で、期間の短縮や毎月・期末勤勉手当償還の割合を変更することができます。

ご希望の方は、「住宅（災害）貸付金償還期間等変更申出書」を提出してください。

なお、今回申し出のあった変更については、7月償還分から適用となります。後日、新しい「個別償還明細表（償還表）」を送付しますので確認をお願いします。

上記記事に関する  
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028 - 615 - 7805